## 高齢者施設等の範囲

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住する ものが含まれる。

- 介護保険施設
  - ·介護老人福祉施設
  - · 地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護
  - · 介護老人保健施設
  - · 介護医療院
- 居住系介護サービス
  - ·特定施設入居者生活介護
  - · 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - ・認知症対応型共同生活介護
- 老人福祉法による施設
  - ・養護老人ホーム
  - ・軽費老人ホーム
  - ・有料老人ホーム
- 高齢者住まい法による住宅
  - ・サービス付き高齢者向け住宅

- 生活保護法による保護施設
  - 救護施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等
  - ·障害者支援施設
  - · 共同生活援助事業所
  - ・重度障害者等包括支援事業所(共同生活援助を提供する場合に限る)
- ・福祉ホーム
- その他の社会福祉法等による施設
  - ・社会福祉住居施設(日常生活支援住居施設を含む。)
  - ・生活困窮者・ホームレス自立支援センター
  - · 生活困窮者一時宿泊施設
  - ・原子爆弾被爆者養護ホーム
  - ・生活支援ハウス
  - ·婦人保護施設
  - ・矯正施設 (※患者が発生した場合の処遇 に従事する職員に限る。)
  - · 更生保護施設

## 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者

- ○居宅サービス等(介護)
  - ・訪問介護
  - ·訪問入浴介護
  - ・訪問リハビリテーション
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - · 夜間対応型訪問介護
  - ·居宅療養管理指導
  - 通所介護
  - · 地域密着型通所介護
  - ·療養通所介護
  - · 認知症対応型通所介護
  - ・通所リハビリテーション
  - ・短期入所生活介護
  - · 短期入所療養介護
  - · 小規模多機能型居宅介護
  - · 看護小規模多機能型居宅介護
  - ·福祉用具貸与
  - ·居宅介護支援
  - (注)各介護予防サービス及び介護予防・ 日常生活支援総合事業(指定サービ ス・介護予防ケアマネジメント)を含 む。

- ○訪問系サービス等 (障害福祉)
  - ・居宅介護
  - ・重度訪問介護
  - · 行動援護
  - ・同行援護
  - ・重度障害者等包括支援(訪問系サービス 等を提供するもの)
  - · 自立生活援助
  - 短期入所
  - ・生活介護
  - ·自立訓練(機能訓練·生活訓練)
  - ・就労移行支援
  - ·就労継続支援(A型、B型)
  - · 就労定着支援
  - · 計画相談支援
  - · 地域移行支援
  - ·地域定着支援
  - (注)地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。